



平成 28 年 8 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 ア ミ ュ ー ズ
代表者名 代表取締役社長 畠中 達郎
(コード番号 4301 東証第一部)
問合せ先 執行役員 宮腰 俊男
(TEL 03-5457-3302)

従業員向けインセンティブプラン 「株式付与E S O P信託」の導入に関するお知らせ (詳細決定)

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、従業員向けの新しいインセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」(以下「本制度」という。)を導入することを決議し、公表いたしました。本日開催の取締役会において、本制度実施のために設定する信託(以下「本信託」という。)の詳細について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 信託契約の内容

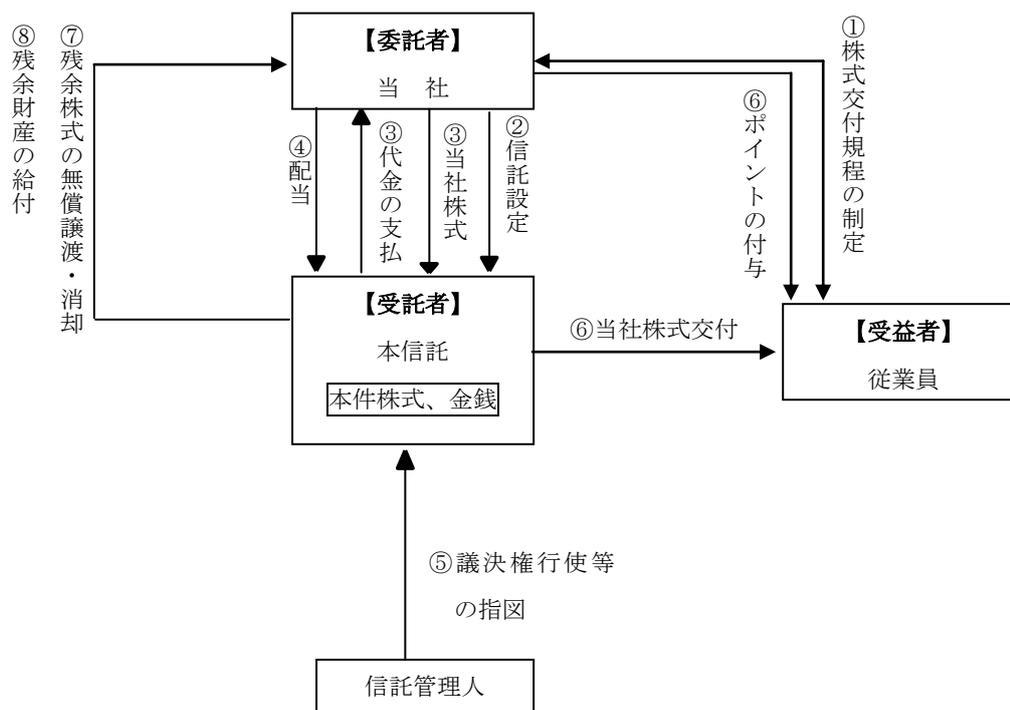
- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| ② 信託の目的 | 当社従業員に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 当社従業員のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 (公認会計士) |
| ⑦ 信託契約日 | 平成 28 年 8 月 30 日 (予定) |
| ⑧ 信託の期間 | 平成 28 年 8 月 30 日 (予定) ~平成 31 年 8 月 31 日 (予定) |
| ⑨ 制度開始日 | 平成 28 年 9 月 1 日 (予定) |
| ⑩ 議決権行使 | 受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 取得株式の総額 | 295,350,000 円 |
| ⑬ 株式の取得方法 | 当社 (第三者割当による自己株式処分) より取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

2. 本信託における当社株式の取得内容

当社は、本制度の導入に伴い、当社が保有する自己株式 1,362,920 株（平成 28 年 4 月 1 日現在）のうち、150,000 株（約 295 百万円）を本信託に対して処分することを同時に決議いたしました。

詳細につきましては、本日公表した「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 本制度の概要



- ① 当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、受益者要件を充足する当社従業員を受益者とする本信託を金銭で設定します。
- ③ 本信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 信託期間中、株式交付規程に従い、一定の受益者要件を満たす従業員に一定のポイントが付与され、信託期間中の毎年一定時期に当該従業員に付与されたポイントの一定割合に相当する数の当社株式が交付され、残りのポイントに相当する数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑦ 信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑧ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

以 上